

**令和6年青梅市議会定例会令和7年2月定例議会委員会提出議案**



目 次

- 1 委員会提出議案第4号 青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例



## 青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

提出者 議会運営委員長 阿部悦博

(説明)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整理を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する条項を改めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

青梅市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「および第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「または報酬、福利厚生に関する事項その他」を「もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項または」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章に

において」および「この章および第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）および第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）ならびに第12条第5項の表以外の部分、第17条第1項各号列記以外の部分および第2項第1号ア、第18条第1項および第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項ただし書および第2項、第39条第3項ならびに第48条の改正規定 公布の日  
(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例（第53条から第55条までの改正規定に限る。以下同じ。）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する

禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。